

令和7年度

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助制度

申請マニュアル

【申請受付期間】

令和7年4月1日（火）～令和7年7月9日（水）【必着】

【事業完了期限】

令和9年3月1日（月）まで

【書類の提出先】

直接窓口または郵送でご提出ください。

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所2階 環境推進課 環境政策係

【問い合わせ先】

環境推進課 環境政策係

TEL：0566-62-1017

メール：kankyo@city.kariya.lg.jp

令和7年度は市が審査委託した事業者が問合せ対応を行います。委託事業者が決定次第、問い合わせ先を更新しますがそれまでは環境推進課で対応します。

H P：<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/pet/1003920/1012572.html>

目 次

- 1 補助対象者・・・P.1
- 2 補助対象事業・・・P.1
- 3 補助対象設備・・・P.1
- 4 補助対象経費・・・P.2
- 5 補助金額・・・P.2
- 6 交付の流れ・・・P.3
- 7 よくある質問・・・P.8
- 8 記入例・・・P.9

本補助制度を開始した経緯

本市では令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた事業を進めています。

現状、市全域のCO₂排出量のうち、約半分が産業部門から排出されているため、本補助制度により、CO₂排出量の削減に寄与する省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備を導入する市内事業者に対し補助金を交付することで、市全域のCO₂排出量の削減を図るとともに、市内事業者の持続的な事業活動を後押ししていきます。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する法人

- ☐ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること
- ☐ 風営法の規定により許可または届出を要する事業を行う者でないこと
- ☐ 代表者及び従業員が暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- ☐ 直近3年以内にこの補助金の交付を受けていないこと
- ☐ 市税を滞納していないこと

2 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業

- ☐ 申請日において3年以内に実施された省エネルギー診断（P.3参照）に基づき、市内事業所に省エネルギー設備等を導入するもの
- ☐ 申請日において着手しておらず、令和9年3月1日（月）までに完了するもの
- ☐ 設備導入前と比較して、事業所全体の年間CO₂排出量を10%以上削減することが見込まれるもの
- ☐ 補助対象経費の合計額が300万円以上であること

3 補助対象設備

次のいずれにも該当するもの

- ☐ 道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両でないこと
- ☐ 既存設備と用途が同一であること（再生可能エネルギー発電設備を除く）
- ☐ 中古品またはリースにより取得するものでないこと
- ☐ 複数の事業者が共同で所有するものでないこと
- ☐ 補助対象者が自ら製造または販売をするものでないこと
- ☐ 完全親会社及びその子会社間の売買等により取得したものでないこと
- ☐ 市の他の補助金等の交付を受けていないこと
- ☐ 再生可能エネルギー発電設備の場合、上記に加え、次のいずれにも該当すること
 - ア 設置する事業所において発電した電気を使用するものであること
 - イ 合計出力が10キロワット以上であること
 - ウ FIT制度またはFIP制度の認定を取得するものでないこと

※再生可能エネルギー発電設備の設置を予定する場合、余剰電力の取り扱いについて、**事前に市と協議が必要**です。

※年間余剰電力量が **10,000kWh 以上見込める場合**、刈谷知立みらい電力株式会社と余剰電力の売買契約について、協議いただく必要があります。

※年間余剰電力量が **10,000kWh 以上見込めない場合**、申請者自身で売電先となる小売電気事業者を探していただくか、余剰電力を発生させない(逆潮流させない)設備を別途設置いただく必要がございます。

4 補助対象経費

次のいずれかに該当するもの

□補助対象設備の購入及び設置に要する費用

□設計に要する費用

□既存設備の撤去に要する費用（補助対象設備に係る既存設備に限る）

＜対象外となる主な経費＞

- ・省エネルギー診断に係る費用
- ・設備の更新ではなく、新たに設備を導入する費用（再エネ発電設備を除く）
- ・省エネルギー診断報告書に記載のない設備の更新に係る費用
- ・導入する設備と用途の異なる既存設備の撤去及び処分に係る費用
- ・建物の補強等、事業所の増改築に要する費用
- ・家賃、光熱費、人件費、交通費、食糧費等の設備導入に直接関係のない費用
- ・消費税及び地方消費税相当額

5 補助金額

○補助率

補助対象経費の 1 / 2

○補助額

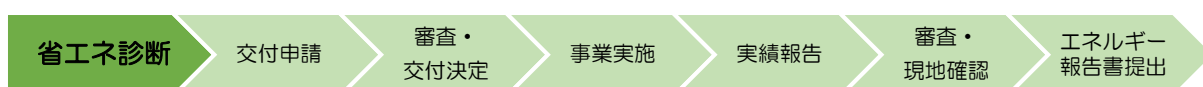
上限 1, 000 万円（1, 000 円未満の端数は切り捨て）

○補助金の併用

- ・刈谷市の補助制度の併用はできません。
 - ・補助対象事業について、国や県等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とします。
- ※国や県等の補助要件によって、併用ができない場合がありますので、併用を検討する場合は、必ず事前に国や県等の補助要件をご確認ください。

6 交付の流れ

～STEP1 省エネ診断～



省エネルギー診断とは、エネルギー管理士及びエネルギー管理士と同等の資格及び実績を有する者が、事業所のエネルギー使用状況等を調査・分析し、CO₂排出量の削減に資する提案や CO₂排出量の削減効果を明示した報告書が作成されるものをいいます。 ※申請日において3年以内に実施されたものが対象です。

<エネルギー管理士と同等と認める資格>

- ・技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境）
- ・電気主任技術者（第一種、第二種または第三種）
- ・ビル省エネ診断技術者
- ・エネルギー診断プロフェッショナル（ビル実践を含む）
- ・一級建築士
- ・建築設備士
- ・第一種エコチューニング技術者

<省エネルギー診断報告書の記載必須項目>

- ・受診する事業者の名称及び住所
- ・省エネルギー診断を行った日付、診断者の氏名及び保有資格
- ・設備等を導入する事業所全体の年間エネルギー使用実績及び分析
- ・CO₂排出量の削減に資する提案（削減量、算定方法、コストが明示されていること）

刈谷市内の事業者に対して省エネルギー診断が実施可能な事業者をリスト化しています。省エネルギー診断事業者を選定する際に、ご活用ください。

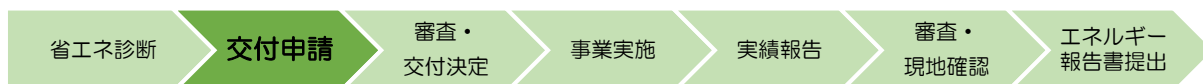
○刈谷市 HP 事業者向けの省エネルギー診断を受けませんか？：

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/pet/1003889/1014373.html>

省エネルギー診断の実施事業者に指定はありません。

自社の役員や社員、その他取引先の社員等による省エネルギー診断は対象となりますが、Web 上で電気使用量等を入力するだけで診断できるような、セルフ診断や無料診断は対象となりません。

～STEP2 交付申請～



令和7年7月9日（水）までに、刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出すること。

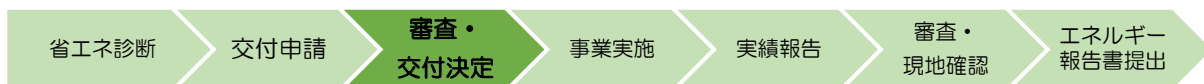
- ☐ 申請日において3ヶ月以内に発行された法人に係る全部事項証明書
- ☐ 省エネルギー診断報告書の写し（3年以内に実施されたものであること）
- ☐ 省エネルギー診断を行った者の資格または実績を証明する書類の写し
- ☐ 補助対象設備の規格等が確認できる書類（パンフレット等）
- ☐ 全体配置図、補助対象設備の据付図等
- ☐ 現況が確認できる写真（参考様式1）
- ☐ 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し
- ☐ （再エネ発電設備を導入する場合）合計出力、年間発電量及び自家消費の比率が確認できる書類（参考様式2）

※申請書の提出は、同一の法人について1年度につき1回限りです。

※同一の省エネルギー診断報告書に基づく申請は、1回限りです。

※書類は、直接窓口または郵送にて環境推進課までご提出ください。

～STEP3 審査・交付決定～



提出書類を審査し、補助金1円当たりのCO₂排出量の削減効果が高い順番に、予算の範囲内で交付の決定をします。（10月上旬頃を予定）

例えば、以下の申請があった場合、両社とも補助金額は上限の1,000万円ですが、A社のほうがCO₂削減効果が高いため、A社を優先的に交付決定します。

『A社の申請：補助対象経費1億円 CO₂削減量10t-CO₂』

『B社の申請：補助対象経費3千万円 CO₂削減量5t-CO₂』

なお提出書類は、専門事業者へ審査を委託します。提出書類の内容に疑義等が生じた場合には、審査委託業者より連絡をさせていただく場合があります。

審査後、補助金交付の可否に関わらず、申請者へ結果を通知します。

～STEP4 事業実施～



補助対象事業について、必ず交付決定された後に契約及び着工してください。

申請時の計画に変更が生じる場合、事前に環境推進課へ刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

ただし、次のいずれかに該当する計画の変更はできません。

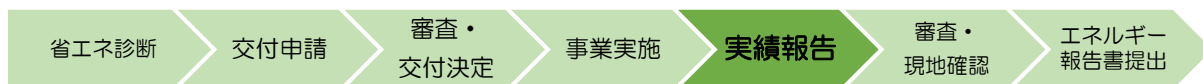
☐ 補助金の交付要件を満たさなくなる変更

☐ 補助金交付申請額を増額する変更

☐ CO₂削減効果を20%以上減少する変更

事業を中止する場合は、事前に環境推進課へ刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金補助対象事業廃止届（様式第5号）を提出してください。

～STEP5 実績報告～



事業完了日から30日を経過した日、または令和9年3月1日（月）のいずれか早い日までに刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、環境推進課に提出してください。

☐ 補助対象事業に係る契約書の写し

☐ 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し等

☐ 補助対象事業の実施状況が確認できる写真（参考様式3）

☐ 国や県等からの交付決定通知書の写し（国や県等から補助金等の交付を受ける場合のみ）

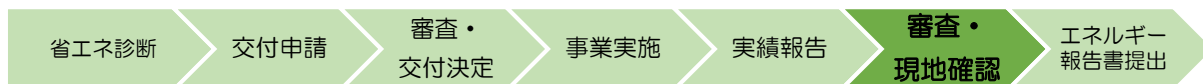
☐ 電力の売買契約書等（再生可能エネルギー発電設備を導入する場合のみ）

☐ 請求書（補助金の振込先を記入する書類）

※上記のほか、補助金の交付に際して、必要書類の提出を求める場合があります。

※書類は、直接窓口または郵送にて環境推進課までご提出ください。

～STEP6 審査・現地確認～

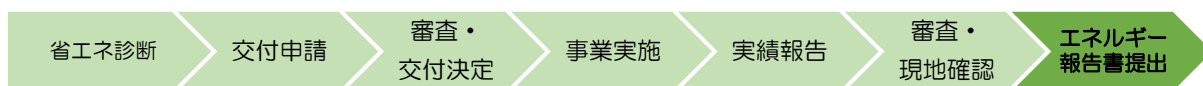


実績報告後、書類の審査及び補助対象設備の現場確認を行い、審査終了後、約1ヶ月後に請求書記載の口座へ補助金を振り込みます。

なお、補助対象設備は、5年間または当該設備の法定耐用年数を経過するまで、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、担保に供することはできません。

ただし、天災等の事由があるときは、この限りではありません。

～STEP7 エネルギー報告書提出～



交付決定事業者は、補助対象事業が完了した月の翌月から1年間の補助対象事業所に係るエネルギーの使用状況をエネルギー使用状況報告書（様式第7号）により環境推進課まで提出してください。

報告期限は、エネルギー使用状況の調査終了月の翌々月末までです。

例えば令和7年12月10日に工事が完了した補助対象事業者の場合、報告対象期間は、令和8年1月から令和8年12月までの1年間となり、報告期限は、令和9年2月末日となります。

7 よくある質問

Q1	刈谷市内の複数事業所で一度に設備更新を考えているが、補助金の対象か。
A1	対象になります。その場合、事業所ごとに省エネ診断を行っていただき、現状の CO ₂ 排出量と設備導入による CO ₂ 削減見込量はそれぞれ合算した数値となり、申請する事業所全ての年間 CO ₂ 排出量を <u>合計で10%以上削減</u> することが要件となります。また、補助対象経費も <u>合計で300万円以上</u> であることを満たせばよいものとしますが、補助上限額は合計で1,000万円です。なお、補助金の交付を受けた事業者は、3年経過するまで次回の申請ができません。
Q2	省エネ診断の提案内容から設備の数量等を変えて申請したい。CO ₂ 削減量はどのように計算すればよいか。
A2	実施した省エネ診断の考え方を基準に、別途 CO ₂ 削減量を算定して申請時に添付いただければ受付可能です。
Q3	補助金の交付決定が10月上旬頃とあるが、それを待たずに設備の設置事業者等との契約や実際に工事を進めても問題ないか。
A3	市への補助金申請までに着手（契約行為は着手とみなします）していなければ問題ありません。ただし、審査の結果、採択されない可能性があることにご留意ください。
Q4	申請時に提出した見積書の製品が生産終了となり、後継機を導入することにした場合も変更申請が必要か。
A4	必要です。製品の変更が CO ₂ 削減見込量に影響がないか等、改めて審査します。なお、交付要件を満たさなくなる変更や CO ₂ 削減効果が当初申請から20%以上減少する変更、補助金額の増額は認められません。 変更があるにも関わらず、変更申請をせずに着手したものは補助対象外です。
Q5	工事完了後、1年間のエネルギー使用状況を報告する際に10%以上の削減を達成できなかった場合は補助金の返還が必要か。
A5	達成できなかった要因等をヒアリングする場合があります。当初の申請内容に虚偽等が判明した場合は補助金の返還を求めます。

8 記入例

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第8条関係）

（表）

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請書

令和5年4月3日

刈谷市長

申請者所在地 刈谷市東陽町●丁目●番地

名称 ●●株式会社 刈谷事業所

代表者氏名 代表取締役 刈谷 太郎

電話番号 (0566) ●●-●●●●

次のとおり申請します。

なお、市が課税資料の閲覧を行うこと及び設置した省エネルギー設備等の現地確認を行うことに同意します。

交付申請額	10,000,000 円
着工予定日	令和5年12月28日
完了予定日	令和7年 8月15日
他の補助金等の利用予定	有 無 制度名
	補助額
	10,000,000 円
確認事項	以下の事項を確認の上、□にレ印を記入してください。 ☒ 導入する省エネルギー設備等について市の他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定はありません。 ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項、第11項に規定する営業を営んでいません。 ☒ 代表者及び従業員は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

補助金の併用をお考えの場合、

- ・ 補助金の実施団体
- ・ 補助制度名
- ・ 補助金申請額

を必ず記入してください。

省エネルギー診断の報告書に記載のエネルギー使用状況を記入してください。

（裏）

（事業の概要）

省エネルギー診断	診断日	令和5年3月10日		
	診断者 氏名 資格 又は実績 電話番号 メー ル	氏名	省エネ 太郎	
		資格 又は実績	エネルギー管理士	
		電話番号	(0566) ●●-●●●●	
対象事業所の エネルギー使用状況	原油換算	532.3 kl/年		
	C02 排出量	940.0 t-C02/年		
省エネルギー設備等の 概要	設備名	数量	合計金額	C02 削減効果
	LED 照明 ●●社 型式：●●-●●	200	3,000 千円	8.0 t-C02
			法定耐用年数	処分制限期間
			15年	5年
	設備名	数量	合計金額	C02 削減効果
	高効率空調 ●●社 型式：●●-●●	5	10,000 千円	30.0 t-C02
			法定耐用年数	処分制限期間
			13年	5年
	設備名	数量	合計金額	C02 削減効果
	高性能ボイラ ●●社 型式：●●-●●	2	4,000 千円	5.0 t-C02
			法定耐用年数	処分制限期間
			7年	5年
設備名	数量	合計金額	C02 削減効果	
工作機械 ●●社 型式：●●-●●	1	15,000 千円	40.0 t-C02	
		法定耐用年数	処分制限期間	
		10年	5年	
設備名	数量	合計金額	C02 削減効果	
太陽光発電設備 ●●社 型式：●●-●●	20kw	6,000 千円	17.0 t-C02	
		法定耐用年数	処分制限期間	
		17年	5年	
合 計	補助対象経費	38,000,000 円		
	C02 削減効果	100 t-C02		

行が足りない場合は、このページを複製し、お使いください。

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金計画変更承認申請書（様式第4号）

様式第4号（第10条関係）

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金計画変更承認申請書

令和6年2月1日

刈谷市長

申請者所在地 刈谷市東陽町●丁目●番地

名称 ●●株式会社 刈谷事業所

代表者氏名 代表取締役 刈谷 太郎

電話番号 (0566) ●●-●●●●

令和 年 月 日付け刈環第 号— により決定を受けた補助対象事業を
変更したいので、申請します。

変更申請設備	高効率空調
変 更 前	A社製(型式:AA-1234) 数量5 CO ₂ 削減効果 30t-CO ₂ 法定耐用年数13年 処分制限期間5年 合計金額 10,000千円 補助金申請額 10,000,000円(変更なし)
変 更 後	B社製(型式:BB-1234) 数量5 CO ₂ 削減効果 35t-CO ₂ 法定耐用年数13年 処分制限期間5年 合計金額 12,000千円 補助金申請額 10,000,000円(変更なし)
変 更 理 由	当初導入を予定していた設備が、材料不足によって納品に遅れが生じ、期日までの工事完了が困難であるため

申請時に記入いただく内容、補助金申請額の変更有無について必ずご記入ください。

交付決定通知書に記載の番号です。

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金補助対象事業廃止届（様式第5号）

様式第5号（第11条関係）

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金補助対象事業廃止届

令和6年2月1日

刈谷市長

届出者所在地 刈谷市東陽町●丁目●番地

名称 ●●株式会社 刈谷事業所

代表者氏名 代表取締役 刈谷 太郎

電話番号 (0566) ●●-●●●●

令和 年 月 日付け刈環第 号— で決定を受けた補助対象事業を廃止します。

(理由)
導入を予定していた工作機械(●●社製 型式:●●-●●●)の納品に遅れが生じ、事業の実施が困難になったため。

交付決定通知書に記載の番号です。

理由を必ず記入してください。

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金実績報告書（様式第6号）

様式第6号（第12条関係）
刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金実績報告書

令和7年1月10日

刈谷市長

報告者所在地...刈谷
名称...●●
代表者氏名...代表
電話番号...05

令和 年 月 日付け刈環第 号— により決定を受けた補助対象事業が完了したので、報告します。

完了日	令和6年12月30日		
他の補助金等の利用	有・無	制度名	【環境省】工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業
	補助額	10,000,000 円	

添付書類

(1) 補助対象事業に係る契約書の写し
(2) 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し等
(3) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
(4) 国や県などからの交付決定通知書の写し（国や県などから補助金等の交付を受ける場合のみ）
(5) 電力の売買契約書等（再生可能エネルギー発電設備を導入する場合のみ）
(6) 請求書（補助金の振込先を記入する書類）

交付決定通知書に記載の番号です。

工事完了から30日経過する日、または令和9年3月1日（月）のどちらか早い日まで

補助対象事業がすべて完了した日を記入してください。（保証の開始日等）

エネルギー使用状況報告書（様式第7号）

様式第7号（第13条関係）

エネルギー使用状況報告書

令和8年4月20日

刈谷市長

報告者 所在地 刈谷市東陽町●丁目●番地

名称 ●株式会社 刈谷

代表者氏名 代表取締役 刈谷 太

電話番号 (0566) ●●-●●

交付決定通知書に
記載の番号です。

申請時の省エネルギー
診断報告書を基に
記入してください。

令和 年 月 日付け刈環第 号一 により受けた交付の決定
補助対象事業所のエネルギーの使用状況を報告します。

（事業実施前）

	電力(kWh)	都市ガス(m ³)	LPガス(kg)	A重油(kL)	灯油(kL)
総使用量	1,211,340kWh	164,200m ³	kg	34.7kL	kL
CO ₂ 換算値	470.0t-CO ₂	366.2t-CO ₂	t-CO ₂	94.0t-CO ₂	t-CO ₂
総CO ₂ 排出量	930.2t-CO ₂				

（事業実施後）

	電力(kWh)	都市ガス(m ³)	LPガス(kg)	A重油(kL)	灯油(kL)
令和7年3月	85,723kWh	13,200m ³	kg	2.7kL	kL
4月	96,377kWh	12,600m ³	kg	2.6kL	kL
5月	98,623kWh	13,000m ³	kg	2.2kL	kL
6月	84,367kWh	12,800m ³	kg	2.1kL	kL
7月	79,829kWh	12,300m ³	kg	2.0kL	kL
8月	79,003kWh	12,200m ³	kg	2.5kL	kL
9月	83,930kWh	11,200m ³	kg	2.5kL	kL
10月	97,432kWh	9,500m ³	kg	2.7kL	kL
11月	89,537kWh	10,400m ³	kg	2.7kL	kL
12月	82,947kWh	10,700m ³	kg	2.6kL	kL
令和8年1月	86,409kWh	11,200m ³	kg	2.6kL	kL
2月	79,637kWh	12,400m ³	kg	2.7kL	kL
総使用量	1,043,814kWh	141,500m ³	kg	29.9kL	kL
CO ₂ 換算値	405.0t-CO ₂	315.5t-CO ₂	t-CO ₂	81.0t-CO ₂	t-CO ₂
総CO ₂ 排出量	801.5t-CO ₂				

（事業効果）

	電力(kWh)	都市ガス(m ³)	LPガス(kg)	A重油(kL)	灯油(kL)
エネルギー削減量	167,526kWh	22,700m ³	kg	4.8kL	kL
CO ₂ 削減効果	65.0t-CO ₂	50.7t-CO ₂	t-CO ₂	13.0t-CO ₂	t-CO ₂
総CO ₂ 削減効果	128.7t-CO ₂				

事業完了の翌月から1年間のエネルギー使用状況を記入してください。
なお、著しく補助対象設備の効果が発揮されていないことが確認できた場合は、必要に応じて聞き取りや現地確認をさせていただく場合があります。